



平成 27 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 VOYAGE GROUP
 代表者名 代表取締役社長兼 CEO 宇佐美 進典
 (コード番号：3688 東証第一部)
 問合せ先 取締役 CFO 永岡 英則
 (TEL. 03-5459-4226)
 (URL. <http://voyagegroup.com/>)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 12 日開催の取締役会において、定款の一部変更について、平成 27 年 12 月 11 日開催予定の第 17 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 21 条（取締役の任期）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、現行定款第 30 条（取締役の責任免除）第 2 項及び同第 41 条（監査役の責任免除）第 2 項の一部を変更するものです。なお、同第 30 条（取締役の責任免除）第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことが可能となるよう定款規定を新設し、併せて当該規定の一部と内容が重複する現行定款第 6 条（自己株式の取得）、同第 47 条（期末配当金）及び同第 48 条（中間配当金）を削除するものであります。
- (4) 上記のほか、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第 2 章 株式 <u>(自己株式の取得)</u>	第 2 章 株式 (削除)
<u>第 6 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>	

現行定款	変更案
<p>第7条 (条文省略) ～第11条</p>	<p>第6条 (現行どおり) ～第10条</p>
<p>第3章 株主総会 第12条 (条文省略) ～第17条</p>	<p>第3章 株主総会 第11条 (現行どおり) ～第16条</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 第18条 (条文省略) ～第20条</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 第17条 (現行どおり) ～第19条</p>
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② <u>増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (削除)</p>
<p>第22条 (条文省略) ～第29条</p>	<p>第21条 (現行どおり) ～第28条</p>
<p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) ② 当社は、<u>社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり) ② 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 第31条 (条文省略) ～第40条</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 第30条 (現行どおり) ～第39条</p>
<p>(監査役の責任免除) 第41条 (条文省略) ② 当社は、<u>社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第40条 (現行どおり) ② 当社は、<u>監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第6章 会計監査人 第42条 (条文省略) ～第45条</p>	<p>第6章 会計監査人 第41条 (現行どおり) ～第44条</p>

現行定款	変更案
第7章 計算 第46条 (条文省略)	第7章 計算 第45条 (現行どおり)
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第46条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。
(新設)	<u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。 ② 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。
<u>(期末配当金)</u> 第47条 当社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。	(削除)
<u>(中間配当金)</u> 第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	(削除)
<u>(期末配当金等の除斥期間)</u> 第49条 (条文省略)	<u>(剰余金の配当金等の除斥期間)</u> 第48条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成27年12月11日（金）

定款変更の効力発生日 平成27年12月11日（金）

以上